

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 19 年 9 月 26 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「〇〇川管理道の河川損壊箇所補修工事の変更工事契約書（全付属資料を含む）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「件名 2 の『同上工事（〇〇川管理道の河川損壊箇所の補修工事）の変更工事契約書（全付属資料を含む）』」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 10 月 10 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 10 月 16 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件対象文書の不存在は、法令上あり得ないことから本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 本件補修工事に係る経緯を簡単に述べると、平成 19 年 7 月 10 日、原契約締結（工費 600,000 円）、同年 8 月 19 日、工事一時中止、同年 8 月末日、工事一旦完成、同年 9 月 25 日、工事一時中止、同月 26 日、変更契約締結の起案をし（工費 643,650 円）、同月 28 日着工（工期同年 11 月末日）、同年 12 月初め、変更契約（工期同月 15 日工期のみ変更）、同月 14 日完工（工費 677,250 円）である。
- (2) 本件請求は、本件変更工事契約締結の平成 19 年 9 月 26 日の同日に行ったものであり、私に対する不存在決定通知の日付けである同年 10 月 10 日には、本件変更契約書は締結されてから、契約締日からすでに 2 週間を経過している。本件請求の趣旨は、変更契約が何故締結されたか、工期約 20 日、工費 60 万円の工事が完成後、何故 4 万円程の工事変更を当初契約時にできなかったかである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不
存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求対象となった変更契約書については、開示請求時点においては、変更
契約書を作成していなかったことから、不開示（不存在）決定を行った。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、〇〇川に係る建設工事変更請負契約書（以下「本件変更契
約書」という。）である。

異議申立人は、本件請求は変更契約が締結された平成 19 年 9 月 26 日と同日
に行ったものであり、本件変更契約書は、本件請求日現在では存在していたと
主張しているので、本件処分の妥当性について、以下検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 当審査会において、本件変更契約書を見分したところ、契約締結日は平成
19 年 9 月 28 日であり、異議申立人が本件請求をした同月 26 日時点では、当
該変更契約の締結が完了していなかったことが明らかであることから、その
時点において本件変更契約書を実施機関が保有していなかったことも明らか
である。

なお、条例第 5 条は、「・・・実施機関に対して、行政文書の開示を請求
することができる。」と規定しており、この場合の「行政文書」とは、「当
該実施機関が保有しているもの」（条例第 2 条第 2 項）を指している以上、
請求対象となる文書とは、請求時点で実施機関が保有しているものと考えら
れる。このため、本件事案において類似の開示請求が繰り返されていた事情
も勘案すると、本件処分時点で対象文書を保有するに至っていた実施機関が
開示しなかったことが直ちに不合理とまでは認められない。

- (2) また、別件の開示請求により、異議申立人自らも、平成 19 年 11 月 16 日付
けで、本件変更契約書の開示決定を受け、同月 19 日には閲覧を終了している。
 - (3) 加えて、本件審査の過程においても、本件請求のあった平成 19 年 9 月 26
日時点で、本件変更契約が締結された上で実施機関が契約書を保有していた
かどうかについて、異議申立人は、具体的な根拠を提示していない。
- 以上のことから、本件対象文書を作成していないとして不存在であることを
理由に不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

3 その他

異議申立人によるその他種々の主張は、いずれも当審査会の結論を左右する
ものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 11. 16	・ 諮問を受けた。
19. 12. 7	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 2. 8	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 2. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 2. 15	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 2. 19	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 9. 27 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 11. 18 (平成 22 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 12. 10 (平成 22 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 1. 14 (平成 22 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 准 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授